

記者資料提供（令和 5 年 3 月 31 日）

神戸市港湾局神戸港管理事務所 喜多・不動

TEL : 078-304-2500（内線 6001） FAX : 078-304-2504

港湾幹線道路減免通行券の不適正使用事業者に対する行政処分について

港湾関連事業者向けに実施している「摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免措置」において、減免通行券の不適正な使用が認められ、このたび行政処分を行ったため、以下のとおりお知らせいたします。

1. 事案の内容

減免通行券の交付を受けた事業者において、減免対象とならない自社及び関連会社の車両が平成 27 年 7 月～令和 4 年 7 月の間減免通行券を使用し、摩耶大橋・港湾幹線道路の通行料の支払いを不正に免れたものです。

2. 本市の対応

(1) これまでの経緯等

令和 4 年 7 月	匿名の情報提供
令和 4 年 7 月～令和 5 年 2 月	本市による調査および兵庫県警察本部への相談
令和 5 年 2 月	関係者について兵庫県警察本部への刑事告訴
令和 5 年 3 月 31 日	処分

(2) 処分の内容

- ・ 減免通行券の不適正な使用により不正に免れた使用料の支払い 476,300 円
（神戸市港湾施設条例第 15 条の規定による）
- ・ 「詐欺その他不正な行為」に該当する悪質な行為に対する過料 866,000 円
（神戸市港湾施設条例第 45 条第 2 項の規定による）

(3) 今後の対応

不適正な使用が疑われる案件に関しては、引き続き警察等関係機関と緊密に連携し厳正に対処します。さらに、減免措置を受けている他の事業者に対しても、適正使用への一層の注意喚起を図ってまいります。

関連ページ

摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免の実施

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/kowanjigyo/shisetsushiyo/mayagenmen.html>